

## 時刻表

《平日》

西浜発	細島着	細島発	西浜着
7:00	7:15	7:20	7:35
7:40	7:55	8:10	8:25
9:30	9:45	10:40	10:55
11:00	11:15	12:00	12:15
13:40	13:55	14:00	14:15
15:40	15:55	16:00	16:15
17:20	17:35	17:40	17:55
18:40	18:55	19:00	19:15

《日曜日》 ※正月3ヶ日を含む

西浜発	細島着	細島発	西浜着
7:00	7:15	7:20	7:35
9:30	9:45	10:40	10:55
11:00	11:15	12:00	12:15
15:40	15:55	16:00	16:15
17:20	17:35	17:40	17:55

## 運賃表

◆回数乗船券

種別	枚数	金額
旅客	11枚綴	1,500円
自動車	3m以上4m未満	// 8,100円
	4m以上5m未満	// 10,100円
	5m以上6m未満	// 12,600円

◆定期乗船券(通用期間:1か月)

種別	区分	金額	備考
普通	歩行者	4,500円	
	自転車付	6,900円	
	原付自転車付	9,600円	
	二輪自動車付	12,300円	750cc未満
通学	歩行者	2,700円	小学生以下1,440円
	自転車付	4,140円	小学生以下2,880円
	原付自転車付	5,760円	
	二輪自動車付	7,380円	750cc未満

## 運賃表

◆旅客運賃

種別	運賃
旅客	大人 150円
	小人 80円

◆受託・特殊手荷物及び小荷物運賃

種別	単位	運賃	備考
受託手荷物	1個につき	90円	3辺の和が2m以下かつ重量30kg以下
特殊手荷物	自転車	1台につき 80円	
	手押車	// 90円	
	原付自転車	// 170円	
	二輪自動車	750cc未満	// 260円
750cc以上		// 350円	
小荷物	1個につき	90円	10kg以下
		180円	10kgを超え20kg以下
		260円	20kgを超え30kg以下

## 運賃表

◆自動車運賃

種別	車両の長さ	運賃
車両	3m未満	590円
	3m以上4m未満	810円
	4m以上5m未満	1,010円
	5m以上6m未満	1,260円
(危険物)車両	6m以上1m増すごとに	160円
	3m未満	890円
	3m以上4m未満	1,220円
	4m以上5m未満	1,520円
	5m以上6m未満	1,890円
	6m以上7m未満	2,130円

★割引対象者(5割減額:10円未満の端数切り上げ)

老人割引…65歳以上

障害者割引…身体障害者手帳所持者

※自動車運賃は障害者割引のみ適用(危険物を除く)

※小荷物は割引適用外

## 時刻表

《平日》

西浜発	細島着	細島発	西浜着
7:00	7:15	7:20	7:35
7:40	7:55	8:10	8:25
9:30	9:45	10:40	10:55
11:00	11:15	12:00	12:15
13:40	13:55	14:00	14:15
15:40	15:55	16:00	16:15
17:20	17:35	17:40	17:55
18:40	18:55	19:00	19:15

《日曜日》 ※正月3ヶ日を含む

西浜発	細島着	細島発	西浜着
7:00	7:15	7:20	7:35
9:30	9:45	10:40	10:55
11:00	11:15	12:00	12:15
15:40	15:55	16:00	16:15
17:20	17:35	17:40	17:55

## 運賃表

◆回数乗船券

種別	枚数	金額
旅客	11枚綴	1,500円
自動車	3m以上4m未満	// 8,100円
	4m以上5m未満	// 10,100円
	5m以上6m未満	// 12,600円

◆定期乗船券(通用期間:1か月)

種別	区分	金額	備考
普通	歩行者	4,500円	
	自転車付	6,900円	
	原付自転車付	9,600円	
	二輪自動車付	12,300円	750cc未満
通学	歩行者	2,700円	小学生以下1,440円
	自転車付	4,140円	小学生以下2,880円
	原付自転車付	5,760円	
	二輪自動車付	7,380円	750cc未満

## 運賃表

◆旅客運賃

種別	運賃
旅客	大人 150円
	小人 80円

◆受託・特殊手荷物及び小荷物運賃

種別	単位	運賃	備考
受託手荷物	1個につき	90円	3辺の和が2m以下かつ重量30kg以下
特殊手荷物	自転車	1台につき 80円	
	手押車	// 90円	
	原付自転車	// 170円	
	二輪自動車	750cc未満	// 260円
750cc以上		// 350円	
小荷物	1個につき	90円	10kg以下
		180円	10kgを超え20kg以下
		260円	20kgを超え30kg以下

## 運賃表

◆自動車運賃

種別	車両の長さ	運賃
車両	3m未満	590円
	3m以上4m未満	810円
	4m以上5m未満	1,010円
	5m以上6m未満	1,260円
(危険物)車両	6m以上1m増すごとに	160円
	3m未満	890円
	3m以上4m未満	1,220円
	4m以上5m未満	1,520円
	5m以上6m未満	1,890円
	6m以上7m未満	2,130円

★割引対象者(5割減額:10円未満の端数切り上げ)

老人割引…65歳以上

障害者割引…身体障害者手帳所持者

※自動車運賃は障害者割引のみ適用(危険物を除く)

※小荷物は割引適用外

### ◆旅客運賃摘要事項

- 1 自動車航送の場合は、自動車1台につき運転者1名を除き、その他の同乗者は旅客運賃とする
- 2 小学校に就学している者は、小児旅客運賃とする
- 3 大人に同伴されず、又は団体として乗船する1歳以上小学校就学前の者は、小児旅客運賃とする
- 4 大人に同伴されて乗船する1歳以上小学校就学前の者であって、大人1人につき1人を超える者は、小児旅客運賃とする
- 5 1歳未満の乳児は無料とする

### ◆受託・特殊手荷物及び小荷物運賃摘要事項

- 1 重量の和が20kg以下の手回り品(主としてかばん、ハンドバック、傘等)の運賃は無料とする

### ◆自動車運賃摘要事項

- 1 自動車1台につき運転者1名の旅客運賃を含む
- 2 車両を連結したものは連結した状態の全長に対する運賃とする
- 3 車体の一部又は積荷が車体の前後に突き出ている場合は、それを合わせた全長に対する運賃とする
- 4 車体又は積荷の幅が2.5mを超える場合には、超える部分が20cm増すごと(端数は切り上げ)に当該車体の長さに対して1mを加算した運賃とする
- 5 商品車以外の自動車を積載している場合には、積載された自動車の運賃を加算した運賃とする
- 6 無限軌道(キャタピラ)車、ロードローラー等車両甲板を著しくき損するおそれのある特殊車両に

ついては、他の車両に積載されている場合を除き、当該特殊車両の長さに対する10割増の運賃とする

- 7 自動車の積込み、陸揚げ又は航海中に特別の費用を要したときは、別途徴収する
- 8 バス利用の団体旅客(バスも同時に航送する場合に限る)については、2割引とする
- 9 危険物(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)に定めるものをいう)を積載している場合はその基本運賃の5割増とする
- 10 割増又は割引後の運賃に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる

## 重井西港↔細島港 公営渡船「こまたき」 時刻表

(令和3年10月1日改正)



…………… お問い合わせ ……………

尾道市 因島総合支所 施設管理課  
TEL (0845)26-6202

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/39/>

### ◆旅客運賃摘要事項

- 1 自動車航送の場合は、自動車1台につき運転者1名を除き、その他の同乗者は旅客運賃とする
- 2 小学校に就学している者は、小児旅客運賃とする
- 3 大人に同伴されず、又は団体として乗船する1歳以上小学校就学前の者は、小児旅客運賃とする
- 4 大人に同伴されて乗船する1歳以上小学校就学前の者であって、大人1人につき1人を超える者は、小児旅客運賃とする
- 5 1歳未満の乳児は無料とする

### ◆受託・特殊手荷物及び小荷物運賃摘要事項

- 1 重量の和が20kg以下の手回り品(主としてかばん、ハンドバック、傘等)の運賃は無料とする

### ◆自動車運賃摘要事項

- 1 自動車1台につき運転者1名の旅客運賃を含む
- 2 車両を連結したものは連結した状態の全長に対する運賃とする
- 3 車体の一部又は積荷が車体の前後に突き出ている場合は、それを合わせた全長に対する運賃とする
- 4 車体又は積荷の幅が2.5mを超える場合には、超える部分が20cm増すごと(端数は切り上げ)に当該車体の長さに対して1mを加算した運賃とする
- 5 商品車以外の自動車を積載している場合には、積載された自動車の運賃を加算した運賃とする
- 6 無限軌道(キャタピラ)車、ロードローラー等車両甲板を著しくき損するおそれのある特殊車両に

ついては、他の車両に積載されている場合を除き、当該特殊車両の長さに対する10割増の運賃とする

- 7 自動車の積込み、陸揚げ又は航海中に特別の費用を要したときは、別途徴収する
- 8 バス利用の団体旅客(バスも同時に航送する場合に限る)については、2割引とする
- 9 危険物(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)に定めるものをいう)を積載している場合はその基本運賃の5割増とする
- 10 割増又は割引後の運賃に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる

## 重井西港↔細島港 公営渡船「こまたき」 時刻表

(令和3年10月1日改正)



…………… お問い合わせ ……………

尾道市 因島総合支所 施設管理課  
TEL (0845)26-6202

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/39/>